第七号の三様式

【表紙】

【提出書類】　有価証券届出書

【提出先】　関東財務局長

【提出日】　年　月　日

【会社名】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【代理人の氏名又は名称】

【代理人の住所又は所在地】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【連絡場所】

【電話番号】

【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】

【届出の対象とした募集（売出）金額】

【安定操作に関する事項】

【縦覧に供する場所】　名称

（所在地）

第一部【証券情報】

第１【募集要項】

１【株式の募集】

⑴【新規発行株式】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行数	内容

⑵【募集の方法及び条件】

①【募集の方法】

募集の形態	発行数	発行価額の総額	資本組入額の総額
募集株式 （　　）			
募集株式 （　　）			
募集株式 （　　）			
発起人の引受株式			
計（総発行株式）			

②【募集の条件】

額面・無額面の別	発行価格	資本組入額	申込株数単位	申込期間	申込証拠金	払込期日

③【申込取扱場所】

店名	所在地

④【払込取扱場所】

店名	所在地

⑶【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
計	―		―

2【新規発行新株予約権証券】

⑴【募集の条件】

発行数	
発行価額の総額	
発行価格	
申込手数料	
申込単位	
申込期間	
申込証拠金	
申込取扱場所	
割当日	
払込期日	
払込取扱場所	

⑵【新株予約権の内容等】

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行	

する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

⑶【新株予約権証券の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受新株予約権数	引受けの条件
計	―		―

３【社債（短期社債を除く。）の募集】

銘柄	
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額	
各社債の金額	
発行価額の総額	
発行価格	
利率（％）	
利払日	
利息支払の方法	
償還期限	
償還の方法	
募集の方法	
申込証拠金	
申込期間	

申込取扱場所	
払込期日	
振替機関	
公告の方法	
引受人	
社債の管理会社とその職務	
担保の種類	
担保の目的物	
担保の順位	
先順位の担保をつけた債権の金額	
担保の目的物に関し担保権者に対抗する権利	
担保の保証	
財務上の特約（担保提供制限）	
財務上の特約（その他の条項）	
債権者集会	
準拠法及び管轄裁判所	

（新株予約権付社債に関する事項）

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使時の払込金額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	

新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

4【コマーシャル・ペーパー及び短期社債の募集】

振出日	
振出地	
発行価格	
券面総額又は短期社債の総額	
発行価額の総額	
発行限度額	
発行限度額残高	
支払期日	
支払場所	
バックアップラインの設定金融機関	
バックアップラインの設定内容	
保証者	
保証者の概要	
保証の内容	
準拠法及び管轄裁判所	

5【外国譲渡性預金証書の募集】

預入日	
利払日	
記名・無記名の別	
満期日	
発行単位	
額面金額の総額	
割引率	
申込期間	
利率	
申込取扱場所	
利息支払の方法	
準拠法及び管轄裁判所	

６【カバードワラントの募集】
７【預託証券及び有価証券信託受益証券の募集】
８【新規発行による手取金の使途】
⑴【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額

⑵【手取金の使途】
第２【売出要項】
１【売出有価証券】
⑴【売出株式】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	売出数	売出価額の総額	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称

⑵【売出新株予約権証券】

売出数	売出価額の総額	売出しに係る新株予約権証券の所有者の住所及び氏名又は名称

（新株予約権の内容等）
⑶【売出社債（短期社債を除く。）】

銘柄	売出券面額の総額又は売出振替社債の総額	売出価額の総額	売出しに係る社債の所有者の住所及び氏名又は名称

（新株予約権付社債に関する事項）
⑷【売出コマーシャル・ペーパー及び売出短期社債】

支払期日	売出券面額の総額又は売出短期社債の総額（円）	売出価額の総額（円）	売出しに係るコマーシャル・ペーパー又は短期社債の所有者の住所及び氏名又は名称

⑸【売出外国譲渡性預金証書】

満期日	売出対象の預入金額（円）	売出価額の総額（円）	売出しに係る外国譲渡性預金証書の所有者の住所及び氏名又は名称

⑹【売出カバードワラント】
⑺【売出預託証券及び売出有価証券信託受益証券】
２【売出しの条件】

売出価格	申込期間	申込単位	申込証拠金	申込受付場所	売出しの委託を受けた者の住所及び氏名又は名称	売出しの委託契約の内容

第３【第三者割当の場合の特記事項】
１【割当予定先の状況】
２【株券等の譲渡制限】
３【発行条件に関する事項】
４【大規模な第三者割当に関する事項】
５【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	総議決権数に対する所有議決権数の割合	割当後の所有株式数（株）	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合
計	―				

６【大規模な第三者割当の必要性】
７【株式併合等の予定の有無及び内容】
８【その他参考になる事項】
第４【その他の記載事項】
第二部【公開買付けに関する情報】⑴
第１【公開買付けの概要】
１【公開買付けの目的等】
２【公開買付けの当事会社の概要】
３【公開買付けに係る契約】
４【公開買付けに係る割当ての内容及びその算定根拠】
５【対象者の発行有価証券と公開買付けに係る提出会社によって発行（交付）される有価証券との相違】
６【有価証券をもって対価とする公開買付けの場合の発行（交付）条件に関する事項】
７【公開買付けに関する手続】
第２【統合財務情報】
第３【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】
第三部【参照情報】⑵
第１【参照書類】
会社の概況及び事業の概況等法第５条第１項第２号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。
１【有価証券報告書及びその添付書類】
事業年度　第　期（自　　年　月　日　至　　年　月　日）
年　月　日関東財務局長に提出
２【半期報告書】
事業年度　第　期中（自　　年　月　日　至　　年　月　日）
年　月　日関東財務局長に提出
３【臨時報告書】
１の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（　　年　月　日）までに、臨時報告書を　　年　月　日に関東財務局長に提出

４【外国会社報告書及びその補足書類】
事業年度　第　期（自　　年　月　日　至　　年　月　日）
年　月　日関東財務局長に提出
５【外国会社半期報告書及びその補足書類】
事業年度　第　期中（自　　年　月　日　至　　年　月　日）
年　月　日関東財務局長に提出
６【外国会社臨時報告書】
４の外国会社報告書及びその補足書類提出後、本届出書提出日（　　年　月　日）までに、外国会社臨時報告書を　　年　月　日に関東財務局長に提出
７【訂正報告書】
訂正報告書（上記　　の訂正報告書）を　　年　月　日に関東財務局長に提出
第２【参照書類の補完情報】⑶
第３【参照書類を縦覧に供している場所】
名称
（所在地）
第四部【提出会社の保証会社等の情報】
第五部【特別情報】
第１【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】
（記載上の注意）
次に掲げるものを除き、第七号様式に準じて記載すること。
⑴　公開買付けに関する情報
第二号の六様式記載上の注意⑴から⑼までに準じて記載すること。
⑵　参照情報
a　臨時報告書又は外国会社臨時報告書が参照書類に含まれている場合には、その提出理由について、第19条第２項各号若しくは第３項又は第19条の２のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを付記すること。
b　訂正報告書が参照書類に含まれている場合には、当該訂正報告書が、いずれの書類の訂正報告書であるのかを付記すること。
c　参照書類としての有価証券報告書又は外国会社報告書の提出日以後有価証券届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書又は外国会社報告書及びその補足書類に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
d　参照書類としての有価証券報告書又は外国会社報告書及びその補足書類に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は有価証券届出書提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。
⑶　参照書類の補完情報
a　参照書類が外国会社報告書及びその補足書類である場合には、これらの書類に記載されている事項のうち、第八号様式及び第九号様式のうち提出者が公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものと認める項目（第17条の３第２項各号に掲げる項目以外の項目に限る。）に記載すべき事項に相当する事項の日本語による翻訳文を記載すること。
b　参照書類に外国会社報告書及びその補足書類の訂正報告書並びに外国会社半期報告書及びその補足書類並びにこれらの書類の訂正報告書が含まれる場合にあっては、ａに準じて記載すること。